



Title	報告3 競争秩序と民法
Author(s)	吉田, 克己; YOSHIDA, Katsumi
Citation	北大法学論集, 56(1), 249-263
Issue Date	2005-05-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15355
Type	departmental bulletin paper
File Information	56(1)_p249-263.pdf



競争秩序と民法

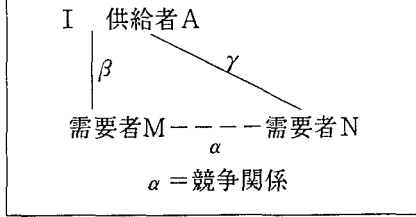
吉田克己

一 はじめに

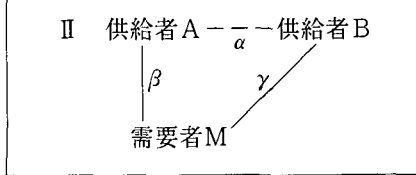
それでは、「競争秩序と民法」というテーマで報告させていただきます。お手許に原稿の形で資料をお配りいたしました。これは、厚谷先生の古稀記念論集のために執筆している原稿の草稿です（『競争法の現代的諸相（上）』（信山社）に収録された）。執筆が遅れているのですが、この報告を機会に何とかまとめたと思って書きました。まだまだ検討が足りませんが、ご容赦下さい。報告は、読み上げるという形ではなく、要約しながら多少のコメントを加えていくという形でさせていただきます。早速、「はじめに」の部分から始めさせていただきます。

今日の報告の基本的観点ですが、問題領域を区分し、そのような区分に基づいて「競争秩序と民法」というテーマに接近したいと考えています。それでは、どのように問題領域を区分するか、ですが、図をご参照下さい。そこに示しましたように、「需要者間の競争」と「供給者間の競争」とで大きく分けるとというのが基本的発想です。

図Ⅰ 需要者間競争



図Ⅱ 供給者間競争



重要な機能を担っていることもたしかであり、民法の観点から競争を捉える場合には、この需要者間の競争も射程に入っておく必要はあります。

基本的観点としてこのような区分を最初に提示したのは、それを明確にしておかないと議論が混乱する危険があるからです。一例だけ挙げますと、従来、不正競争行為の類型化として、「基盤確保的禁止事項」と「競争促進的禁止事項」という対比、あるいは「不当需要喚起行為」と「競争減殺行為」という類型化が行われてきました。前者は広中先生のご概念構成で、後者は田村さんの類型化です。これに対して、吉田邦彦さんが批判しています。詳しいことは申し上げることができませんが、私の印象では、両者が想定している競争類型が相当に違う。不正競争行為に関する従来の類型化が想定しているのは、供給者間の競争です。それに対して、吉田邦彦さんが想定しているのは、主要には需要者間の競

現代社会において競争をこのように大きく二つに分けた場合、どちらが重要かという点、それはもちろん供給者間の競争です。これは、顧客獲得をめぐる競争であり、独禁法が想定しているのも、主要にはこの競争です。それに対して、需要者間の競争は、特定の財の獲得をめぐる競争です。したがって、この競争においては、財の個性が重要になります。この競争において対象になるのは、具体的には土地とか人材でしょう。これらは不代替的な財であり、代替的財の大量生産・大量消費がメインとなる現代社会の市場においては、主要な役割を占めることができない性格のものであります。とはいえ、土地や人材が現代社会において無視し得ない

争だと思えます。そうすると、議論自体がうまく噛み合っていないことになるのではないのでしょうか。そのような問題がありますので、この二つを明確に区別したいということです。

二 需要者間の競争

そこで、本論に入り、まず「需要者間の競争」を取り上げます。この領域でも、論理的には競争減殺や不公正な取引方法がありうると思います。しかし、具体的な例を考えてみますと、あまり思い浮かびません。供給者をA、競争関係にある需要者とMとNとして(図I参照)、Nが代金以外の何か魅力的なものでAの気を引くとか、そのようなことかもしれません。これはかなり無理な例かもしれませんが、そのような具体例を想定してみますと、それが競争秩序の観点から本当に悪いことなのかよく分からないところがあります。

需要者間の競争においては、市場のあり方自体が供給者間の競争におけるものとは質的に異なるのではないでしょう。需要者間の競争の場合には、競争の対象となる財に多かれ少なかれ独占的な性格が認められます。対象となる財が不代替的財だからです。代替的財が問題であれば、その取得を望むMまたはNは、Aの提示する条件が気に入らなければ他の供給者からその財を取得すればいい話です。つまりここでは競争は供給者間の競争に移行してくる。これに対して、不代替的財が問題であれば、MまたはNはAと交渉せざるを得ない。このようにしてここでは需要者間の競争になるわけです。このように、二つの競争の間には質的な違いがある。

これを反映して、競争の現れ方も、需要者間の競争においては供給者間の競争とは異なり、資料に書きましたように、「図Iにおける需要者Mが先行取引者として供給者Aとの間で一定の関係を形成したのちに、後から出てくる需要者Nが、その財の取得を試みる」という形で現れてくることになります。ここで「一定の関係」といいましたが、これが

意味するのは、いうまでもなく契約関係、成立前の交渉過程も含めた広い意味での契約関係です。ですから、ここでの競争は、要するに契約侵害の問題として現れるということです。

広い意味での契約関係は、財の取得に至るプロセスです。このプロセスが進むに従い、先ほどの例ではMの財獲得への利益の要保護性が強くなる。反面からいえば、このプロセスが進むに従い、Nの行為が競争秩序違反とされる可能性も大きくなるということです。このような観点から、契約関係が進行するプロセスを三段階に分けて、問題状況を検討したいと思います。

まず第一段階は、Mが財の取得を完了している場合です。不動産の例が分かりやすいと思いますが、MがAから不動産を取得して對抗要件として所有権移転登記も経由しているというような場合です。これは非常に簡単な話でして、Aはもはや所有者ではない、つまり無権利者ですから、AからNが同じ不動産を取得する余地はもはやない。この不動産に関しては、競争は終わっています。對抗要件制度には、そもそもそのように競争を確定的に終了させるといった機能があるわけです。

ところが、物ではなくて役務の取得が問題になっているときは、不動産におけるような競争の排除ができません。役務については物権的な取得がありえないからです。法律学において物権には排他性がある、債権には排他性がないというふうにいっているのは、そのような競争排除の可能性の有無を法学的に表現するものなのだろうと思います。ですから、役務については、AM間で契約が成立しても、Aの役務をめぐる競争の可能性は排除されない、つまりNが登場することは正常な事態なのだ、という見方も可能でしょう。従来は、そのような見方がむしろ主流なのだと思えます。

しかし、Mからしますと、財の取得についてやるべきことはすべてやっている。その意味で、不動産について對抗要件まで備えているケースと事情は同じです。そうであれば、この場合の解決をむしろ物の取得について對抗要件を具備

した場合に引きつけて考えるべきではないでしょうか。もちろん、排他性がないのはたしかですから、まったく同じというわけにはいきませんが、債権侵害に基づく不法行為の成立を認めるといふ方向を志向すべきでしょう。資料では、そのような観点からの記述をしています。

第二段階は、「契約は成立したが先行の需要者が財の取得を完了していない場合」です。これは、要するに、契約は成立したが對抗要件を具備していないというケースです。この場合に、契約成立の時点で競争を排除してしまうというわけにはいきません。對抗要件を具備した場合はやはり区別して扱わなければならない。そうしないと、對抗要件制度の意味がなくなります。このようにして、この場合には、後行の需要者であるNによる競争の余地は認めなければならない。

しかし、契約は成立しているわけで、ここでの競争は、白紙の状態の競争ではありません。一応のいいかたとしては、原則としてNによる競争は可能だが、不公正な競争は排除する、ということになりましょうか。しかし、改めて考えてみますと、白紙の状態の競争でも不公正な取引方法は排除されるわけですから、契約が成立しているというここでの問題状況においては、もう少し悪質性が低い行為でも排除されるとしないと全体的なバランスが取れないでしょう。としますと、悪意プラスアルファくらいでNの行為を競争秩序の観点から否定的に評価するというあたりでしょうか。実際、不動産取引の領域でこの場合のN排除の法理として機能している背信的悪意者法理も、そのあたりでNを排除しているように思います。

あとは、この局面においては、効果の点に注意しておきたいと思います。いま背信的悪意者法理を援用しましたが、この法理は、要するに、競争秩序の観点から否定的評価を受けるNを民法一七七条の第三者から排除するものです。つまり、あくまでNとの関係でMの財産取得を保護するという法理です。AN間の契約を無効とするという法理ではあり

ません。無効にしますと、N以外の者、具体的には承継人にも影響が及びます。それは、一般的にいえばやや行き過ぎの結果でしょう。つまり、ここでの競争関係の排除は、相対的なものであつて、それに見合つた法律効果を付与するのが望ましい、ということです。

第三段階は、時間的には遡っている感じですが、「契約成立に至っていない場合（未成立の場合）」です。これは、本的には契約交渉破棄責任の問題で、いま司会をされておられる池田さんのフィールドです。この問題領域で主として論じられてきたのはAの責任です。Nについては、よほどのことがないと責任は認められないというのが基本的観点になるでしょう。それだけ申し上げてここは飛ばします。

三 供給者間の競争

以上で「需要者間の競争」を終えて、次に「供給者間の競争」に入ります。先ほども申し上げましたように、これが競争秩序という場合のメインの領域です。独占禁止法や不正競争防止法が主として想定しているのも、この領域です。この領域においては、独占禁止法や不正競争防止法などの実定法規によつて競争秩序が形成されているということになります。その内容として重要なのは、次の二つだというのがこの報告の理解です。

第一に、顧客獲得をめぐる競争は、まさに競争秩序が要請するところであつて、この競争の結果、Aの顧客が減少しBの顧客が増加したとしても、それは競争の当然の結果です。それについてAが法律上何らかの主張をできるものではありません。しかし、それはあくまで競争の手段が公正であることを前提とします。そこに不正性がある場合には、それは抑止しなければなりません。このように、「不正な取引方法の禁止」が競争秩序の第一の基本理念として析出されます。

第二に、競争減殺を目的とする行為ですが、これは、それ自体、いわば定義上、競争秩序の観点から否定的に評価されます。ここから、「不当な取引制限の禁止」という第二の基本的理念が析出されます。

そのような二点の基本理念を析出した上で、独占禁止法と競争秩序との関係を整理しておきますと、一言でいえば、独占禁止法は、民法が参照すべき競争秩序を形成しますが、形成された競争秩序と独占禁止法の規律とは同一物ではない、ということだろうと思います。抽象的な言い方になりましたが、民法が参照すべき競争秩序には、独占禁止法が公正取引委員会にとつての行政規制の体系であることに由来する要件は要求されないということです。簡単にいえば、民法の観点からは、いわゆる対市場効果などは競争秩序違反性を判断する場合に不可欠ではない。このような点が、本報告の全体を貫く基本的考え方になっています。

以下、この二つの基本的理念に即して、もう少し整理をしていきたいと思えます。

まず、「不公正な取引方法の禁止」です。供給者間の競争においては、需要者を対象にして競争が繰り広げられるわけですから、ここでの不公正な取引方法は、具体的には需要者の正常な判断を曇らせて不必要な需要を喚起する行為ということになります。そのような点から、ここでの不公正な取引方法は、「不当需要喚起行為」と呼びかえることができます。これは、田村さんの用語ですが、妥当な呼称というべきでしょう。

この行為が持っている意味は、三つの面から把握することができます。①市場に対する影響、②他の供給者Bに対する影響(図Ⅱの α)そして③需要者Mに対する影響(図Ⅱの β)の三つです。それぞれ、実定法規としては、独占禁止法(①)、不正競争防止法(②)、また民法(③)が受け持っているといつてよいでしょう。しかし、このような対応関係については、直ちにいくつかの留意をする必要があります。

第一の留意事項は、今申し上げた①と②③について、つまり市場に対する効果と他の二つ、供給者および需要者に対

する影響についてです。伝統的な公法私法峻別論は、①と②③という二つの問題領域を峻別します。しかし、それはおそらく妥当ではありません。公私峻別論に対する批判的指摘自体は、現在では常識的なものになっていくといつてよいでしょう。問題は、その根拠づけです。私の立論の特徴は、二点にあると思っています。一つには、競争秩序は公共的性格を持つているのだという理解で、もう一つは、この公共性がお上の公共性ではなく下からの市民的公共性とする把握です。この結果、競争秩序が確保する利益は、一方で市民総体に割り当てられるとともに、他方で個々の市民にも割り振られるという二重の割り振り関係が見られることとなります。そのようなことから、公私峻別が妥当しなくなっていると把握するのが私の立論の特徴です。

第二の留意事項ですが、今申し上げた第一の留意事項を言い換えたに過ぎないという性格もありますが、独占禁止法、不正競争防止法、民法などの実定法規の機能分担も、絶対的なものではない、ということですが、つまり、これらの実定法の相互補完関係を認めるべしということですが、民法の側からいえば、独占禁止法が本来カバーする領域についても、民法が一定の機能を果たすことができるし、果たすべきだ、ということですが、これは、かつて田中英夫先生が主張された「私人による法の実現」ということです。

このような整理を踏まえて、それでは、民法は、不当需要喚起行為についてどのような対応をすることができるでしょうか。この点を、もう少し立ち入ってみておきたいと思います。視角としては、供給者Aと需要者M間との間の契約の効力を問題にする視角と、AのMに対する不法行為責任を問題にする視角とがあります。ここでは、後者の不法行為責任に限定して検討します。二つの類型を区別するのが適切でしょう。「需要者被害型」と「需要者受益型」です。

この二つの類型のうち、前者は分かりやすいでしょう。品質等を誤認させて安価な物を高価に売りつける詐欺的商法などのケースです。その金銭的被害の填補を不法行為制度によって追及するわけで、これにはさほどの理論的問題はあ

りません。

これに対して、民法にとつて接近が難しいのは、もう一つ類型である需要者受益型です。たとえば不当廉売行為などです。ここでは、損害が明示的にはみえないわけです。差額説的に損害を把握しますと、この場合には損害なしという結論が最も論理的とすらいえるのです。ここでの損害を肯定しようとするならば、従来あまり意識されていなかった法益を創出して、その侵害を損害と構成することになります。たとえば、《本来取得する必要がなかった商品・役務を取得したこと》を損害と把握するわけです。この方向が望ましいと思いますが、それで問題が解決するわけではありません。今度は、損害の金銭評価という難物が控えているのです。さらに一歩引いて考えますと、事実の問題として、そもそもこのような場合にMが不法行為に基づく損害賠償請求をするか、という問題もあります。つまり、需要者受益ケースであっても、不当需要喚起である以上競争秩序の観点からは否定的に評価すべきですが、民法はこれに適切に対応することが困難だ、という問題があるわけです。

このような点を踏まえますと、需要者受益ケースで期待されるのは、独占禁止法に基づく公正取引委員会の介入であるとか、不正競争防止法に基づく競争者の訴えなどでありましょう。つまり、これらの法制度は、それぞれ機能を補完し合いつつ、競争秩序確保という目的のために協働するということのようにみるのが適切なのだらうと思います。

次に、第二の基本理念である「不当な取引制限の禁止」に入ります。ここでの問題は、カルテルや談合です。これらの行為が競争秩序に違反する、このこと自体については、全く問題がないだらうと思います。そこで、その是正に向けてどのようにするかが問題になります。

まず注意しておきたいのは、合意の当事者には、違反行為是正へのインセンティブが働かないということです。そうしますと、何に期待するかが問われます。一つは、いうまでもなく、公正取引委員会の活動でしょう。しかし、それだ

けではなく、民事訴訟に期待されるものも大きいのです。つまり、競争減殺行為によって被害を受ける需要者すなわち消費者の側から、不法行為に基づいて損害賠償を請求する。これによって競争秩序違反行為を是正することが期待されるわけです。そのように考えますと、この請求は、単に消費者の金銭的被害の救済に資するだけではありません。この請求によって、競争減殺行為が停止されれば、その利益はより一般的な需要者にも均霑されます。ということは、ここでの民事訴訟は、損害賠償による私的法益保護の機能と同時に、競争秩序違反行為の是正という公共的機能をも担っているのです。この点に十分な注意が必要だと思えます。

さて、このような認識が正しいとすれば、それをどのように活かすかが次に問われます。不法行為の要件論に反映させるべきではないかというのが、本報告の考え方です。

まず、損害の立証を緩和していくという方向が考えられます。この点では、素材として、鶴岡灯油裁判最高裁判決を取り上げたいと思います。この裁判では、控訴審では消費者の請求が認容されましたが、最高裁では結局それが否定されました。ネットワークとなったのは、損害の立証でした。価格カルテル事件ですから、消費者が損害を立証するには、カルテルによって小売価格が上昇したこと、それがカルテルがない場合に想定される小売価格より高いことを立証する必要があります。そこでのポイントは、想定小売価格の立証です。この立証は、きわめて難しいといわざるをえません。最高裁は、結局、この立証がないことを理由に、消費者の請求を排斥したのです。

この判決については、学説の批判が沢山あります。ただ、あえて天の邪鬼風にいえば、不法行為訴訟は、損害の立証があつて初めて始まります。損害の立証ができないとすれば、そもそも不法行為訴訟を起こすことが無理だったので、原告敗訴になつても仕方がない、ともいひかたは十分可能ですし、通常のケースであればそれは違和感なく受け取れます。しかし、鶴岡灯油裁判に関しては、そのような建前論は何かおかしい。学説の批判をもっともだと感じさせるもの

があるわけです。何がそのような感覚を生じさせるのでしょうか。

この点に関して示唆的なのは、今日コメンテーターを務めて下さる藤岡先生の議論です。簡単にいえば、鶴岡灯油裁判では、損害填補というよりも、別の目的が主要な目的になっている。それは、違法行為の抑制だ、というわけです。したがって、ここで問題になっているのは、私人による法の実現ということになります。このような観点からすれば、損害の立証を緩和してもよいこととなりますし、そのような配慮をしなかった最高裁判決は妥当でないということになるわけです。

しかし、本報告では、この把握を承継しつつ、それをもう一步進めたいと考えています。どういうことかといえますと、ここでの不法行為訴訟の特徴として、単に私人の損害填補が問題になっていくのではなく、より公共的利益が問題になっているのだ、という把握を正面から打ち出すことです。スローガン風にいえば、被侵害利益の公共化です。被侵害利益にそのような性格があるがゆえに、損害填補に止まらない不法行為に基づく違法行為の抑止が課題になるのである、そのことによつて損害概念の緩和が正当化されるのだ。このように把握するのが本報告の理解です。

さらにいえば、ここでの損害は、金銭的差額と把握すべきではないのだらうと思います。差額説的理解の損害概念は、私人への排他的帰属に親しみます。ところが、ここでの被侵害利益は、今申し上げたように、公共的性格を有する。とすれば、それは差額説的損害概念はなじみません。どうすべきでしょうか。藤岡先生が指摘されておられますように、「公正かつ自由な競争によつて形成された価格で商品を購入する利益」が被侵害利益になっていると理解するのがあるべき方向でしょう。このように理解しますと、先の議論は、実は、損害の立証の緩和ではなく、むしろこの損害概念に合致した立証を問題にしているともいえることとなります。これが本報告の理解です。

不当な取引制限を民法の観点から見ますと、もう一つの問題領域があります。不当な取引制限禁止という競争秩序に

違反した法律行為の効力をどう考えるかという問題です。民法学は、古くから、行政法規に違反する法律行為の効力という問題を議論してきました。これは、その問題の一環です。ごく簡単に考え方だけまとめておきます。

基本的観点としては、競争減殺行為それ自体（たとえばカルテル協定）の効力の問題と、それに基づく個別契約（たとえば、カルテルのもとでの個別の売買契約）の効力の問題とは、分けて考える必要があるでしょう。これは大事な点だと思います。

このように分けた上で、前者は、競争秩序に直接に違反するがゆえに、無効とすべきです。ここでの競争秩序は、具体的には独占禁止法によって形成されています。その競争秩序には、公序性が認められます。なお、公序違反を判定する際に、要件的には独占禁止法と同一に考える必要はありません。たとえば対市場効果を問題にする必要はないのです。ですから、競争減殺行為は、それだけで公序違反を理由とする無効評価を導くことができます。

次に、先に示した後者の問題、つまり個別契約ですが、個別契約は、原則的にはその効力を維持してよいと考えます。というのは、競争秩序が要請するのは、あくまで競争減殺の抑止であって、財貨の移転ではないからです。ただ、その結論は、あくまで競争秩序の確保という観点から導いているわけですから、競争秩序の確保のために個別契約の効力を否定するのが望ましいという評価がなされれば、個別契約を無効とすべきです。たとえば近時のシール談合事件の解決は、このような観点から理解することができるとでしょう。

四 営業の自由と私的自治

供給間の競争のなかで、「営業の自由と私的自治」という独自の問題を立てました。ここで問題にしたいのは、いわゆる垂直的取引関係における拘束条件です。先の図Ⅱにおける供給者Aがその商品をCから供給されている。それに伴っ

て拘束条件がある、というケースです。これには、具体的にはいろいろありえますが、主要なタイプとしては次の二つを挙げることができるでしょう。第一は、排他条件付取引です。ここでは、Aに対する他の供給者DがCとの競争関係に入ることを否定されているわけです。また、Aからみれば、C以外の他の供給者から商品提供を受ける自由を制限されていることとなります。第二は、営業活動の自由を制約する性格の拘束条件です。ここでは、Aは、Cから供給を受けそれを需要者の供給するということで、供給者として現れます。Aは、この供給者としての側面において、Cとの契約によって営業活動の自由を制約されていますから、他の供給者Bとの間での競争において自由な営業活動を展開できないこととなります。

ここでの法律上の問題として、資料では二つ挙げていますが、時間の関係で一つだけに絞ります。それは、営業の自由と私的自治という問題です。二点指摘したいと思います。

第一に、ここでの基本的問題は、営業の自由という価値を合意でどの程度制約できるか、ということです。私的自治と公序という大きな問題の一環です。あるいは、私的自治と公序としての競争秩序といってもよいでしょう。この問題をどう考えるべきかですが、基本的には、目的の正当性と手段の相当性という二つの観点で判断することができます、というのが本報告の枠組みです。たとえば、対面販売の強制などについては、その目的がブランドイメージの維持というようなことであれば、それは正当とみてよいとか、その上で、対面販売の強制がその目的実現にとって相当か、という観点から公序違反の有無の審査が行われることとなります。

第二に指摘したい点は、効果論です。ここでは、直接的に契約の効力を問題にするという形以外の形で問題が提起される場合があることに注意したいと思います。垂直的取引関係は、大体は継続的契約関係の形を採るわけですが、それを前提として、拘束条件への違反を理由に、この契約関係の破棄が主張される場合があります。たとえば、解約の申入

れです。このような場合には、解約申入れの効力が競争秩序の観点から問題にされることになります。競争秩序違反は、契約の効力だけが問題になるわけではないことに、特に注意を払っておきたいと思います。

五 おわりに

最後に、以上の検討を貫いて指摘しうる点を四点申し上げて、私の報告を閉じたいと思います。

第一点は、「外郭秩序としての競争秩序」ということです。民法と競争秩序という問題を最初に明確な形で提示したのは、広中先生の『民法綱要第一巻総論上』だろうと思います。そこでは、「外郭秩序」という形で、競争秩序が理論化されています。これを受けつつ、私は、公共空間としての外郭秩序という観点を前面に出したわけです。公共空間であるが故に、外郭秩序においては民法の古典的パラダイムがそのままの形では通用しない。その意味で、外郭秩序は、新しい法理論の開拓が要請される「法のフロンティア」になっています。そのような場の特質に見合った法理論を開拓する必要がある。これが第一点です。

第二点は、「競争秩序の形成」という観点です。競争秩序を外郭秩序として把握した上で、次の問題は、そのような外郭秩序がどのようにして形成されていくのか、という点です。①まず、それは、競争にかかわる実定法の総体によって形成されます。ここでは、公法・私法の区別を行う必要はないでしょう。公法に属するとされる独占禁止法もまた、民法が参照する競争秩序を形成するといつていっこうに差し支えがありません。②しかし、実定法によって形成された競争秩序には、多くの欠缺があります。これは、当然ながら、判例によって補充されていきます。③さらに、社会において形成される規範が競争秩序の内容になるということも当然にあります。この現象は、競争秩序とともにもう一つの外郭秩序を形成する生活利益秩序（たとえば生活環境秩序）の領域のほうが目立ちますが、競争秩序でもありうること

でしょう。たとえば、民法九〇条の「公序」の形成について社会意識が大きな役割を果たすことは、判例も認めることです。このように、社会規範や社会意識も裁判所の判決に取り込まれ、判例となることによって、競争秩序の一形成因子になっていくだろうということは、押さえておく必要があるでしょう。

第三点は、「違反行為是正のための手段の多様性と協働」という観点です。競争秩序違反があった場合には、違反状態を是正して競争秩序を確保する必要があります。そのためには、可能な手段を総動員して、競争秩序維持・確保のための協働を図るべきです。これがここでの基本的観点となります。一方で行政機関（公正取引委員会）の介入は当然にあるべきですし、刑事罰の発動もありうるでしょう。他方で、競争秩序は民法の外郭秩序である以上、民法の発動も必要です。そして、民法を活用する場合の手法としては、法律行為の無効と不法行為が主要なものとなりましようが、そのほかにもいろいろあつてよく、限定的に考える必要はない、ということなのです。

最後に第四点は、「違反状態の是正に限定した介入」ということです。競争秩序違反状態がある場合に、法は、それを是正するために必要な介入を行わなければなりません。これがこれまで申し上げた点ですが、他方で、介入は、是正に必要な限度でしか行うべきではありません。この点もまた、強調しておく必要があるでしょう。この報告で、カルテル協定に基づく個別契約の効力を考える際には、その観点を基礎に置いたつもりです。また、無効に関しましても、一部無効の法理や片面的無効の法理が活用されてよいでしょう。独占禁止法違反の法律行為の効力という論点については、よく岐阜商工信用組合事件の最高裁判決が無効に消極的判断を示した例として引かれますが、この判決も、この是正に限定した介入という観点から再評価してよいように思っています。

以上です。(拍手)